

表1

## 特定計量器検定手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種 類		能 力	型式承認検定 手数料(円)	型式外検定 手数料(円)	経過措置に係る型式 外検定手数料(円)	その他手数料(円)		
長さ計	タクシーメーター		—	—	—	装置検査700円		
質量計	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載	表2に記載		
温度計	ガラス製温度計 (ベックマン温度計お よび体温計を除く)	-5°C~105°C	60円	70円	—			
		-5°C~200°C	120円	120円				
	抵抗体温計		120円	—				
体 積 計	水道メーター	口径25mm以下	90円	積 算 式 ガ ソ リ ン 量 器  上 記 以 外	—			
		口径25mm超40mm以下	200円					
		口径40mm超100mm以下	1,380円					
		口径100mm超	1,970円					
	燃料油メーター	使用最大流量1リットル 毎分以下	620円				最大指示量 50リットル以下	1,690円
		最大指示量50リットル 以下(上記を除く)	1,690円				最大指示量 50リットル超	2,200円
		上記以外のもの	2,200円				口 径 30ミリメートル以下	2,600円
							口 径 30ミリメートル超	3,510円
液化石油ガスメーター		7,000円	—	7,000円				
圧 力 計	アネロイド型圧力計	50kgf/バースカル以下	120円	—	120円			
		100kgf/バースカル以下	510円	—	520円			
		100kgf/バースカル超	960円	—	960円			
	アネロイド型血圧計		160円	電気式以外 160円	—			

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

4 知事が指定する場所以外の場所で装置検査を行うときは、当該装置検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該装置検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

特定計量器検定手数料(質量計)

計量法第84条第1項の規定による型式承認の表示のあるものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
(2) 棒はかりまたは光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	110円
	ひょう量が10kgを超えるもの	200円
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの(ひょう量が1トン以下のものに限る。)	ひょう量が30kg以下のもの	1,100円
	ひょう量が30kgを超え100kg以下のもの	1,400円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	1,800円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	2,200円
	ひょう量が500kgを超えるもの	2,500円
(3) その他のもの	ひょう量が5kg以下のもの	150円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	190円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	260円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	360円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	540円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	940円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,550円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,400円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	8,000円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	11,900円
	ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	14,800円
	ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	19,700円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	22,200円	
ひょう量が50トンを超えるもの	39,400円	
分銅	表す質量が200g以下のもの	20円
	表す質量が200gを超えるもの	220円
おもり	質量が5kg以下のもの	20円
	質量が5kgを超え20kg以下のもの	90円
	質量が20kgを超えるもの	290円

計量法第84条第1項の規定による型式承認表示のないものの検定

計量器の種類	能力	手数料(一個につき)
非自動はかり(機械式のもので、ばね式指示はかりおよび検出部が電気式のものを除く。)	ひょう量が5kg以下のもの	170円
	ひょう量が5kgを超え20kg以下のもの	210円
	ひょう量が20kgを超え50kg以下のもの	280円
	ひょう量が50kgを超え100kg以下のもの	370円
	ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	580円
	ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,050円
	ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	1,760円
	ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,010円
	ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,810円
	ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	8,700円
	ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	12,900円
分銅	表す質量が200g以下のもの	20円
	表す質量が200gを超えるもの	220円
	質量が5kg以下のもの	20円
おもり	質量が5kgを超え20kg以下のもの	100円
	質量が20kgを超えるもの	300円

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 検出部が電気式の非自動はかりのうち、一の載せ台に対し、ひょう量または目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあっては、その最大ひょう量の手数料の額に、計量範囲が1増すごとに、当該額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で検定を行う場合にあっては、当該検定に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検定を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

● 計量法施行令附則第9条第1項および第2項に規定する特定計量器の検定(経過型式外検定) : 当該手数料該当なし

表3

## 定期検査手数料一覧表

(定期検査は大津市の区域を除く)

令和7年4月1日施行

種 類 別 能 力 別	機械式はかり		電気式はかり・光電式はかり	
	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒はかりまたは光電式以外の ばね式指示はかり(直線目盛に限る)	270円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの	500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,600円	3,200円	2,300円	4,600円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	7,100円	14,200円	7,100円	14,200円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	11,000円	22,000円	11,000円	22,000円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,300円	30,600円	15,300円	30,600円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,500円	39,000円	19,500円	39,000円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	22,000円	44,000円	22,000円	44,000円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	30,400円	60,800円	30,400円	60,800円
ひょう量が50トンを超えるもの	52,300円	104,600円	52,300円	104,600円
分銅、定量おもり、定量増おもり	1個につき10円			

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 知事が指定する場所以外の場所で定期検査を行う場合(注3に規定する場合を除く。)にあっては、当該定期検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該定期検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。
- 3 知事が指定する場所以外の場所で質量計(ひょう量が500kg以下のものに限る。)の定期検査を行う場所において、この表に定める手数料の金額に、質量計の数が3台以下であるときは1,000円を、質量計の数が3台を超えるときは1,000円に3を超える質量計の数に300円を乗じて得た額を加算するものとする。

手数料の納付方法: 質量計にあっては指定定期検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。

表4

## 計量証明検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

計量器の種類	区 分	手 数 料
質量計		表5に記載
騒音計	使用最大周波数8,000Hz以下のもの	23,300円
	使用最大周波数8,000Hzを超えるもの	37,600円
振動レベル計		33,000円
濃度計	(1)ジルコニア式酸素濃度計	95,400円
	(2)磁気式酸素濃度計	95,400円
	(3)溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	125,600円
	(4)紫外線式二酸化硫黄濃度計	94,800円
	(5)紫外線式窒素酸化物濃度計	105,900円
	(6)非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	100,400円
	(7)非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	115,400円
	(8)非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	101,400円
	(9)化学発光式窒素酸化物濃度計	108,200円
	(10)ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,300円

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

- 環境計量器の濃度計のうち(4)に掲げる濃度計と(5)に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあっては、(4)に掲げる濃度と(5)に掲げる金額とを合算して得た金額から50,900円を減ずるものとする。
- 環境計量器の濃度計のうち(6)から(8)までに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあっては、検出部が1増すごとに(6)から(8)までに掲げる金額の5割に相当する金額を加算するものとする。
- 環境計量器の濃度計のうち(4)から(9)までに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が3を超えて1増すごとに(4)から(9)までに掲げる金額に22,100円を加算するものとする。
- 知事が指定する場所以外の場所で計量証明検査を行う場合にあっては、当該計量証明検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該計量証明検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

※ 質量計にあっては、指定計量証明検査機関である(一社)滋賀県計量協会が指示する方法に「より納付する。

表5

## 計量証明検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種 類 別 能 力 別	機械式はかり		電気式はかり・光電式はかり	
	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒はかり				
ばね式指示はかり(直線目盛に限る)	270円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの	500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,600円	3,200円	2,300円	4,600円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	7,100円	14,200円	7,100円	14,200円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	11,000円	22,000円	11,000円	22,000円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,300円	30,600円	15,300円	30,600円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,500円	39,000円	19,500円	39,000円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	22,000円	44,000円	22,000円	44,000円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	30,400円	60,800円	30,400円	60,800円
ひょう量が50トンを超えるもの	52,300円	104,600円	52,300円	104,600円
分銅、定量おもり、定量増おもり	1個につき10円			

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

2 知事が指定する場所以外の場所で検査を行う場合にあっては、当該検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

手数料の納付方法: 質量計にあっては指定計量証明検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。

表6

## 基準器検査手数料一覧表

令和7年4月1日施行

種 類	能 力	手 数 料
タクシーメーター装置検査用基準器		14,400円
基準台手動はかり ひょう量が5トン以下のもので、 かつ目量又は感量がひょう量の 20,000分の1以上のもの	ひょう量が1kg以下のもの	3,510円
	ひょう量が1kgを超え10kg以下のもの	5,400円
	ひょう量が10kgを超え50kg以下のもの	8,110円
	ひょう量が50kgを超え200kg以下のもの	10,900円
	ひょう量が200kgを超え500kg以下のもの	14,000円
	ひょう量が500kgを超えるもの	14,000円に500kgまでを超えるごとに 7,010円を加算した金額
一級基準分銅(F2)	表す質量が200g以下のもの	3,400円
	表す質量が200gを超えるもの	8,610円
二級基準分銅(M1)	表す質量が5kg以下のもの	700円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	850円
	表す質量が50kgを超えるもの	9,500円
三級基準分銅(M2)	表す質量が5kg以下のもの	500円
	表す質量が5kgを超え50kg以下のもの	700円
	表す質量が50kgを超えるもの	7,600円
液体基準タンク (燃料油メーター検査用のもの)	全量が25L以下のものに限る	14,800円

注1 体積計のうち、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとにこの表に定める手数料の額の5割に相当する額を加算した額とする。

- 2 知事が指定する場所以外の場所で基準器検査を行う場合にあっては、当該基準器検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該基準器検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。
- 3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1個についての金額とする。

表7

## 計量関係事務手数料一覧表

令和7年4月1日施行

事業者	区分	手数料
指定製造者	指定	167,000円
指定製造事業者	指定の検査	442,000円
計量証明事業者	登録	57,000円
	登録証の訂正又は再交付	1,900円
	登録簿の謄本の交付	780円
	登録簿の閲覧	380円
適正計量管理事業所	指定	2,700円
	指定の検査	7,900円
主任計量者の認定試験	受験	1,400円

滋賀県計量検定所各種証明書発行手数料	一件につき 560円
--------------------	------------